岩手県告示第218号

1 • 2 [略]

振動規制法の規定による地域及び規制基準等(昭和53年岩手県告示第335号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日 から施行する。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

「略〕

改正前

3 府令別表第1の付表の第1号に該当する区域 別表第1の 左欄に掲げる市、町及び村の区域に属する同表の中欄及び右 欄に掲げる地域の区域のうち次に掲げる地域の区域

$(1)\sim(3)$ 「略]

(4) 工業地域内に所在する次に掲げる施設(別表第2の備 考2において「学校等施設」という。) の敷地の周囲80メ ートルの区域内の工業地域

ア・イ「略]

ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規 定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者 の収容施設を有するもの

エ・オ「略]

「略]

別表第1

宫古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、 「略] 遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸 市、八幡平市、奥州市(水沢区を除く。)、 岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、 紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ケ崎 町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉 伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、 二戸郡一戸町

「略]

備考1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二 種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、 準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号に掲げ る第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地 域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層専用 地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地 域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業

改正後

1 · 2 [略]

3 府令別表第1の付表の第1号に該当する区域 別表第1の 左欄に掲げる市、町及び村の区域に属する同表の中欄及び右 欄に掲げる地域の区域のうち次に掲げる地域の区域

$(1)\sim(3)$ 「略]

(4) 工業地域内に所在する次に掲げる施設(別表第2の備 考2において「学校等施設」という。) の敷地の周囲80メ ートルの区域内の工業地域

ア・イ「略]

ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規 定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者 を入院させるための施設を有するもの

エ・オ 「略]

「略]

別表第1

大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二 戸市、八幡平市、奥州市(水沢区を除く。)、 岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、 紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ケ崎 町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉 伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、 二戸郡一戸町

「略]

備考1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二 種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、 準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号に掲げ る第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地 域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層専用 地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地 域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業

地域として<u>平成18年6月30日</u>現在において同法の規 定により定められている地域をいう。 地域として<u>平成19年7月2日</u>現在において同法の規 定により定められている地域をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。